

○中村学園大学流通科学部履修細則

平成20年4月1日

制定

(総則)

第1条 中村学園大学流通科学部(以下「本学部」という)における授業科目の履修は、中村学園大学学則及び中村学園大学履修規程の定める他は、この細則の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 学生は、本学部の定める教育課程により、中村学園大学学則別表第5に示す単位を修得しなければならない。

(履修の上限)

第3条 本学部で履修科目として履修登録できる単位数の上限を、1年間で46単位とする。ただし、転入学生及び編入学生については、1年間で49単位とする。

(履修コース)

第4条 学生は、2年次後学期から「経営コース」「商学コース」のいずれかに属さなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の単位の授与)

第5条 学則第20条により履修した他の大学又は短期大学における授業科目について単位を授与する場合は、本学部の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第6条 学則第21条により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、「資格取得による認定Ⅰ」「資格取得による認定Ⅱ」「資格取得による認定Ⅲ」又は全体に係る選択科目の単位とする。ただし、全体に係る選択科目の単位として認定する場合は、各系列指定の単位には含めない。

(進級要件)

第7条 本学部において、各年次中に修得すべき単位数は別表のとおりとする。

(他学部履修及び単位互換による授業科目の履修等)

第8条 他学部履修及び単位互換による授業科目を履修できる学生は、1年以上在学し、2年次履修登録時は累積30単位以上、3年次履修登録時は累積60単位以上、4年次履修登録時は累積90単位以上修得している者とする。

- 2 在学中に履修できる単位数は、通算10単位以内とする。
- 3 授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含まない。
- 4 履修時期は、2年次以降とする。
- 5 他学部履修及び単位互換によって履修できる授業科目は別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者（以下、在学者という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、従前の細則を適用する。

別表（第7条関係）

年次	修得すべき単位数
2年次	1年次からの累積60単位以上